



2011（平成 23）年度の事業者排出量削減計画書における 温室効果ガス排出量及び総合評価結果について

京都市では、京都市地球温暖化対策条例に基づく、事業者排出量削減計画書制度により、一定規模の温室効果ガスを排出する事業者を「特定事業者」と定め、2011（平成 23）～2013（平成 25）年度における 3 年間の計画期間に取り組む温室効果ガス排出量の削減目標を示した「事業者排出量削減計画書」の提出を義務付けています。

2010（平成 22）年 9 月に改定し、2011（平成 23）年 4 月から施行した、新たな「京都市地球温暖化対策条例」に基づき、146 者の特定事業者等（特定事業者以外の事業者 1 者含む）から提出された「2011（平成 23）年度の事業者排出量削減計画書」の温室効果ガス排出量及び総合評価結果を取りまとめましたので、お知らせします。

（1）温室効果ガス排出量

2011（平成 23）年度の事業者排出量削減計画書を集計した結果、特定事業者等による温室効果ガス総排出量は、基準年度約 185 万トンに対して、2011（平成 23）年度（第 1 年度）約 181 万トン、2012（平成 24）年度（第 2 年度）約 179 万トン、2013（平成 25）年度（第 3 年度）約 177 万トンの排出量を計画しており、計画期間における温室効果ガスの排出量の平均は、基準年度排出量から 3.2%の削減計画となっています。

業種区分別では、産業部門においては、基準年度排出量から 5.0%の削減、運輸部門においては、1.8%の削減、業務部門においては、3.0%の削減となっています。

表 1 特定事業者数及び温室効果ガス計画排出量

単位：万トン-CO2

区分	事業者数 (者)	基準年度 排出量 ^{注1}	2011(平成 23)年度 (第 1 年度) 計画排出量	2012(平成 24)年度 (第 2 年度) 計画排出量	2013(平成 25)年度 (第 3 年度) 計画排出量	計画－基準 増減量 ^{注2}	計画－基準 増減率 (%)
産業	37	45.5	44.0	43.3	42.4	-2.3	-5.0
運輸	25	37.8	37.3	37.2	37.0	-0.7	-1.8
業務	84	102.0	100.0	99.0	97.9	-3.1	-3.0
合計	146	185.3	181.3	179.4	177.3	-6.0	-3.2

注 1：基準年度排出量は、原則 2008（平成 20）～2010（平成 22）年度の 3 ヶ年平均値を採用し、事由がある場合のみ 2010（平成 22）年度単年度の実績値である。

注 2：計画 - 基準増減量は基準年度排出量に対し、2011（平成 23）～2013（平成 25）年度計画排出量の 3 ヶ年平均値を比較した増減量を示す。

注：各項目による排出量の合計は四捨五入のため、合計欄の値とは一致しない。

(2) 総合評価結果

146 者の特定事業者等（特定事業者以外の事業者 1 者含む）から事業者排出量削減計画書の提出があり、本市が総合評価を実施した結果、部門別の評価の内訳は以下のとおりとなりました。

表 2 評価毎の事業者数 一覧

(単位：者)

	S 評価	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価	合計
業務部門	2	57	7	18	0	84
産業部門	5	27	1	4	0	37
運輸部門	0	24	0	1	0	25
合計	7	108	8	23	0	146

評価基準に基づく評価の結果、以下の 7 事業者が「S 評価」となりました。

表 3 「S 評価」事業者 一覧

事業者名 (順不同)	排出量計画 削減率	特に優れた取組等
宝酒造 (株)	-2.0%	環境学習の実施
三洋化成工業 (株)	-2.2%	ボイラーの燃料転換
日本たばこ産業 (株)	-2.1%	ボイラー効率の向上化
積水化学工業 (株)	-44.6%	高効率空調機器の導入
ローム (株)	-2.2%	空調機器の温度・圧力・流量の最適化
京都ステーションセンター (株)	-5.0%	高効率空調機器の導入
日本生命保険相互会社	-4.0%	空調効率の向上化

※S 評価となる基準：①排出量計画削減率：目標削減率の 2 倍以上

②原単位増減率：1%/年以上

③重点対策実施率：100%以上 ①～③の全てを満たすこと

(3) 提出書類の公表

ア 写しの閲覧

閲覧場所 環境政策局地球温暖化対策室

(京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地)

イ ホームページへの掲載

2012 (平成 24) 年 3 月 21 日 (水) から、当室のホームページにて掲載します。

http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-7-0-0-0_16.html

(参 考) 特定事業者の該当要件

- 次に掲げる要件のいずれかに該当した者を「特定事業者」としています。
- ①原油に換算して年間 1,500 キロリットル以上のエネルギーを使用するもの。
 - ②自動車や鉄道で大規模に運送事業を営む事業者
(トラック又はバス 100 台以上、タクシー 150 台以上、鉄道車両 150 両以上)
 - ③その他に一定要件以上の温室効果ガスを発生させる事業者
(二酸化炭素換算で、年間 3,000 トン以上)

(参考) 総合評価の概要について

評価については、以下の3つの評価項目により、S～Dの5段階に分けて総合的に評価を行います。

1 評価項目

(1) 目標削減率

各部門ごとに目標削減率を設定

- ・業務部門：3年間の計画期間において平均 －3%/年
- ・産業部門：3年間の計画期間において平均 －2%/年
- ・運輸部門：3年間の計画期間において平均 －1%/年

※以下に記載の重点対策実施率が100%以上の場合、目標削減率を1%優遇して評価する。

(2) 原単位増減率

一定の活動を行うために発生する温室効果ガス排出量（温室効果ガス排出量を製造品出荷量，延床面積，走行距離等で除した数量）を削減する率

(3) 重点対策実施率

温室効果ガス排出量を削減するために重点的に実施すべき対策の実施率

2 評価基準

